

令和3年12月15日

# 令和3年7月大雨災害義援金 第1次配分について

## 1 概要

令和3年7月広島県大雨災害により住家が被災した世帯に対して、義援金の第1次配分を行います。

## 2 配分内容

	区分	第1次配分額
人的被害	死者又は行方不明者のご遺族の代表者	1人につき 85万円
	重傷者 (災害により受傷し、1か月以上の治療を要した方)	1人につき 42.5万円
住家被害	住居全壊	1世帯あたり 85万円
	住居半壊(大規模半壊, 中規模半壊含む)	1世帯あたり 42.5万円
	一部損壊	1世帯あたり 17万円
	床上浸水	1世帯あたり 8.5万円

(注1)人的被害と住家被害の両方を受けた場合は、それぞれ受け取ることができます。

(注2)世帯主の方に配分します。

## 3 申請・配分方法

竹原市に既に届け出ていただいている指定口座に配分します。

義援金の第1次配分予定日…令和3年12月16日(木)

問い合わせ

市民福祉部 社会福祉課 福祉係 担当:平本・伊場田

TEL0846-22-2946 FAX0846-22-5311